



県章

# 山形県公報

平成25年3月19日（火）

第2428号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…289
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…290
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止……………（ 同 ）…同
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止…（ 同 ）…291
- 肥料の登録の有効期間の更新……………（環境農業推進課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課）…同
- 同……………（ 同 ）…292
- 同……………（ 同 ）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…293
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…同
- 土地区画整理組合の解散の認可……………（都市計画課）…294
- 兼用工作物の管理協定の締結……………（河川課）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 同……………（ 同 ）…298
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 同 ）…299
- 同……………（ 同 ）…302
- 山形県青年の家の利用料金……………（教育庁）…303

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県青年の家の利用時間及び休館日……………304

#### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…同

## 告 示

### 山形県告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
新田歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市大字片谷地字東裏399番8	平成24.12.1

**山形県告示第205号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
あこや接骨院	齋藤 亘	山形市あこや町三丁目15番23号	平成24.12.25

**山形県告示第206号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア米沢 米沢市大町五丁目3番46号	訪問介護	平成25.3.31

**山形県告示第207号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア米沢 米沢市大町五丁目3番46号	介護予防訪問介護	平成25.3.31

**山形県告示第208号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケア米沢 米沢市大町五丁目3番46号	居 宅 介 護	平成25. 3. 31
同	同	重度訪問介護	同

## 山形県告示第209号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人米沢栄光の里 米沢市万世町梓山5494番地の1松風園内	しょうがい者相談支援事業所 すてつぷ 米沢市東二丁目8番54号	平成25. 3. 31

## 山形県告示第210号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第468号	混合有機 質肥料	油かす入りバ イオ肥料コー ユ	窒素全量 3.0 りん酸全量 6.0 加里全量 2.0	含有を許有の され成分の 最大量と規 定と は公定規 格り お	コーユ株式 会社	酒田市松美町13 番地212	平成 28. 3. 15

## 山形県告示第211号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 調査を行った期間  
平成22年5月25日から  
平成24年12月19日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
越沢の一部
- 認証年月日  
平成25年3月11日

**山形県告示第212号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成23年4月1日から  
平成24年12月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
越沢の一部
- 5 認証年月日  
平成25年3月11日

**山形県告示第213号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字中山の一部
- 5 認証年月日  
平成25年3月11日

**山形県告示第214号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市薬師町二丁目179番2から  
同 185番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月21日

**山形県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道

- 2 路 線 名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字真木334番1から 東根市大字藤助新田字榎川向973番まで		旧	17.0メートル }	メートル 366
			8.7	
西村山郡河北町谷地字真木334番1から 同 字下野382番まで			88.8メートル }	メートル 326
			18.4	
西村山郡河北町谷地字真木334番1から 東根市大字藤助新田字榎川向973番まで		新	17.0メートル }	メートル 366
			8.7	
同	上		88.8メートル }	メートル 649
			18.4	

山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字下野382番から  
東根市大字藤助新田字榎川向973番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月21日

山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鳥海公園青沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市草津字西ノ台48番1から 同 51番5まで		旧	9.6メートル }	メートル 25
			8.0	
同	上	新	12.6メートル }	同 上
			11.0	

山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鳥海公園青沢線

- 2 供用開始の区間 酒田市草津字西ノ台48番1から  
同 51番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月19日
- 

**山形県告示第219号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
白鷹町鮎貝土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝2523番地
- 3 解散の事由  
事業の完成
- 4 解散認可の年月日  
平成25年3月19日
- 

**山形県告示第220号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部西村山建設総務課において縦覧に供する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系新田川
- 2 河川管理施設の名称  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
西村山郡河北町谷地字置上197番1地先から  
同 字海老鶴24番5地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 河北町  
住 所 西村山郡河北町谷地字戊81  
代表者の氏名 河北町長 田 宮 栄 佐 美
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成25年3月11日以降道路の存続する期間
- 

**山形県告示第221号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
室沢入	別紙図面のとおり	土石流
松川	別紙図面のとおり	土石流
館山矢子町沢 1	別紙図面のとおり	土石流
田口沢沢	別紙図面のとおり	土石流
持原沢 1	別紙図面のとおり	土石流
持原沢 2	別紙図面のとおり	土石流
西深沢－ 1	別紙図面のとおり	土石流
西深沢－ 2	別紙図面のとおり	土石流
右大犬沢	別紙図面のとおり	土石流
白布沢	別紙図面のとおり	土石流
カラ沢	別紙図面のとおり	土石流
築沢沢 1	別紙図面のとおり	土石流
北沢	別紙図面のとおり	土石流
水上	別紙図面のとおり	土石流
屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
栃沢－ 1	別紙図面のとおり	土石流
栃沢－ 2	別紙図面のとおり	土石流
築沢沢 2	別紙図面のとおり	土石流
姥捨沢	別紙図面のとおり	土石流
蟹屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢 3	別紙図面のとおり	土石流
館山矢子町沢 5	別紙図面のとおり	土石流
市野々沢 1－ 1	別紙図面のとおり	土石流

市野々沢1-2	別紙図面のとおり	土石流
赤芝沢2	別紙図面のとおり	土石流
田代沢	別紙図面のとおり	土石流
背堂沢	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢2	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢3	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢4	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢1	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢2	別紙図面のとおり	土石流
下町沢1	別紙図面のとおり	土石流
上町沢-1	別紙図面のとおり	土石流
上町沢-2	別紙図面のとおり	土石流
中沢沢	別紙図面のとおり	土石流
山梨沢沢2	別紙図面のとおり	土石流
西海枝沢	別紙図面のとおり	土石流
下町沢2	別紙図面のとおり	土石流
山梨沢沢1	別紙図面のとおり	土石流
糸畔沢	別紙図面のとおり	土石流
海老沢	別紙図面のとおり	土石流
山梨沢	別紙図面のとおり	地すべり
築沢	別紙図面のとおり	地すべり
白布高湯2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新高湯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新高湯2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊



小野川町1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大平温泉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大小屋1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白布高湯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
舘山発電所	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
綱木1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
綱木2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白布高湯3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
栃沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白夫平地区	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大荒沢1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大荒沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
初神	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芝倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山梨沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

大沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上の台	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大小屋2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白布高湯4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
神原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
神原2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別当沢	別紙図面のとおり	土石流
屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
矢野沢	別紙図面のとおり	土石流
ガマ沢	別紙図面のとおり	土石流
尻無沢	別紙図面のとおり	土石流
槍水沢	別紙図面のとおり	土石流
三部経沢	別紙図面のとおり	土石流
塩の沢沢1	別紙図面のとおり	土石流
塩の沢沢2	別紙図面のとおり	土石流
東陽寺前沢	別紙図面のとおり	土石流
オヤド沢	別紙図面のとおり	土石流
上館－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上館－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

平谷地	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塔の沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
室沢入	別紙図面のとおり	土石流
松川	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢1	別紙図面のとおり	土石流
田口沢沢	別紙図面のとおり	土石流
持原沢2	別紙図面のとおり	土石流
西深沢－1	別紙図面のとおり	土石流
右大犬沢	別紙図面のとおり	土石流
カラ沢	別紙図面のとおり	土石流
築沢沢1	別紙図面のとおり	土石流
北沢	別紙図面のとおり	土石流
水上	別紙図面のとおり	土石流
屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
栃沢－1	別紙図面のとおり	土石流
栃沢－2	別紙図面のとおり	土石流
築沢沢2	別紙図面のとおり	土石流
姥捨沢	別紙図面のとおり	土石流

蟹屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢3	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢5	別紙図面のとおり	土石流
市野々沢1-1	別紙図面のとおり	土石流
市野々沢1-2	別紙図面のとおり	土石流
赤芝沢2	別紙図面のとおり	土石流
田代沢	別紙図面のとおり	土石流
背堂沢	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢2	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢3	別紙図面のとおり	土石流
舘山矢子町沢4	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢1	別紙図面のとおり	土石流
潜清水沢2	別紙図面のとおり	土石流
下町沢1	別紙図面のとおり	土石流
上町沢-1	別紙図面のとおり	土石流
上町沢-2	別紙図面のとおり	土石流
中沢沢	別紙図面のとおり	土石流
山梨沢沢2	別紙図面のとおり	土石流
下町沢2	別紙図面のとおり	土石流
山梨沢沢1	別紙図面のとおり	土石流
糸畔沢	別紙図面のとおり	土石流
海老沢	別紙図面のとおり	土石流
白布高湯2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新高湯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

新高湯 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大平温泉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大小屋 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
舘山発電所	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
綱木 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
綱木 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小野川町 5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白布高湯 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里 5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
栃沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
戸長里 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白夫平地区	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大荒沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大荒沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
初神	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芝倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山梨沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

大沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
上の台	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
大小屋2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
白布高湯4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
神原1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
神原2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別当沢	別紙図面のとおりに	土石流
屋敷沢	別紙図面のとおりに	土石流
矢野沢	別紙図面のとおりに	土石流
ガマ沢	別紙図面のとおりに	土石流
尻無沢	別紙図面のとおりに	土石流
槍水沢	別紙図面のとおりに	土石流
三部経沢	別紙図面のとおりに	土石流
塩の沢沢1	別紙図面のとおりに	土石流
塩の沢沢2	別紙図面のとおりに	土石流
東陽寺前沢	別紙図面のとおりに	土石流
オヤド沢	別紙図面のとおりに	土石流
上館－1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

上館－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平谷地	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塔の沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

### 山形県告示第225号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

##### (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
年齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	340円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	540円
その他の者	950円

##### (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
第 1 研 修 室	190円
第 2 研 修 室	190円
第 3 研 修 室	190円
第 4 研 修 室	190円
第 5 研 修 室	190円
第 6 研 修 室	190円
大 研 修 室	600円

食	堂	600円
体	育館	2,400円

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第5号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県青年の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成25年3月19日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 利用時間  
宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで
- 2 休館日
  - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称



特定非営利活動法人なでらの森

(2) 代表者の氏名

成田 溥

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市城西四丁目5番87号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成25年 3月19日印刷  
平成25年 3月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056